

公 告

令和8年(2026年)6月4日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

| | |
|----------|--|
| (1) 管理番号 | 052-1 |
| (2) 件 名 | 小型動力ポンプ積載車（北房3-3）購入（危機管理課） |
| (3) 納入場所 | 真庭市役所北房振興局 |
| (4) 納入期限 | 令和 9年 3月31日 |
| (5) 仕様等 | 小型動力ポンプ積載車 1台 ※詳細は別紙仕様書のとおり。 |
| (6) 入札制度 | 最低制限価格：設定なし |
| | 入札保証金：不要 |
| | 契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上 |
| | 予定価格：事後公表 議会の議決を要するための仮契約：不要 |

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

| | |
|--------------|---|
| (1) 参加資格共通事項 | 別紙「真庭市条件付一般競争入札公告共通事項」のとおり |
| (2) 参加資格業種 | 車両類《消防車》 ※入札参加資格有資格者名簿に登録されている者 |
| (3) 営業所の所在地 | 市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所は契約を委任されている者 |
| (4) その他 | 法令等により必要とする許認可を受けている者 |

3 仕様書等に関する事項

| | |
|--------------|---|
| (1) 閲覧期間 | 公告日 から 令和 8年 6月17日 17時00分 まで |
| (2) 閲覧方法 | 真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、事前に財産活用課へ連絡すること。) |
| (3) 質問の受付期限 | 令和 8年 6月10日 12時00分 まで |
| (4) 質問方法 | 質問は任意様式で作成し、(5)質問書提出先へメールで行うものとする。 ※参考型番以外の同等品により入札する場合は、購入担当課の確認を受けること。 |
| (5) 質問書提出先 | 危機管理課 【アドレス】kikikanri@city.maniwa.lg.jp |
| (6) 回答書の閲覧期間 | 回答可能となった日から令和 8年 6月17日 17時00分 |
| (7) 回答書の閲覧方法 | 真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、危機管理課へ連絡すること。) |

4 入札・開札に関する事項

| | |
|-------------|---|
| (1) 入札書提出期限 | 令和 8年 6月17日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「入札内訳書(任意様式)」を添付のうえ、持参もしくは郵送すること。 |
| (2) 開札執行日時 | 令和 8年 6月18日 9時00分 |
| (3) 開札執行場所 | 真庭市役所本庁舎 3階 総務部財産活用課 |
| (4) 入札結果の公表 | 落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表。 |

5 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

6 問い合わせ先

(1) 入札及び契約手続きに関する事項（契約担当課）

真庭市 財産活用課

[TEL] 0867-42-1174 [FAX] 0867-42-1119

(2) 調達物品に関する事項（購入担当課）

真庭市 危機管理課

[TEL] 0867-42-1126 [FAX] 0867-42-1119

令和8年度

小型動力ポンプ積載車
(軽デッキバンタイプ)

仕様書

(4WD MT)

真庭市危機管理課

北房方面隊 第3分団第3部

小型動力ポンプ積載車

第1 総 則

- 1 この仕様書は、真庭市が令和8年度に購入する小型動力ポンプ積載車(以下「車両」という。)の
艤装、性能及びこれらに関する一切の仕様について定める。
- 2 車両は、新車の軽デッキバンとし、B-3級小型動力ポンプ及び、消防用資機材等を積載し、機動
性、耐久性に優れた走行安定性の良い緊急自動車であり、かつ各部の操作、点検整備が容易な
構造であること。
- 3 受注者は、契約締結後 14 日以内に真庭市と製作に関する詳細な協議を行い、その結果に基づ
き 30 日以内に製作承認図書を作成して提出し、承認を受けた後に製作すること。但し、真庭市
が認めた場合はこれを延長することができる。
- 4 車両の製作は、本仕様書、添付図及び製作承認図書によるものの他、「動力消防ポンプの技術上
の規格を定める省令」、「道路運送車両法」、「道路運送車両の保安基準」及び各種の関係法令等
をすべて満足するものであるとともに、各部に使用する材料、部品等は新品であること。
- 5 車両は、軽自動車検査協会の検査に合格したものを真庭市に納入すること。
- 6 受注者は本仕様書に記載されていない事項が必要になった場合、及び記載内容について疑義が
生じたときは、速やかに真庭市の担当者に連絡し指示を受けるとともに、確認の図書等を取り交
わすこと。
- 7 納入期日
令和9年3月31日
ただし、社会情勢その他やむを得ない理由によって期限までに納入することが不可能な場合は別
途協議すること。
- 8 納車場所
真庭市下皆部248番地
真庭市北房振興局

第2 提出書類及び検査

- 1 提出書類
 - (1)製作工程表 1部
 - (2)製作承認図(受注者返却用を含め、A-4版ファイルに綴込みのうえで各2部提出すること。)
 - ア 艤装外観四面図
 - イ 小型動力ポンプ積載装置図及び昇降装置詳細図
 - (3)装備品一覧表 1部
 - (4)その他真庭市が指示するもの 1部
- 2 完成図書(車両納入時に提出すること。)

- | | |
|-----------------|----|
| (1)完成図 (1/20) | 2部 |
| (A4版ファイルに綴り込み) | |
| (2)自動車検査証の写し | 1部 |
| (3)車両取扱説明書 | 1部 |
| (4)改造申請書の写し | 1部 |
| (5)工程写真(製作中各工程) | 1部 |
| (6)完成写真 | 1部 |

新規登録後、車両ナンバーが確認できる鮮明なもので、左右側面、前後面、上面及び左右斜前面のカラー写真

- | | |
|-------------------|----|
| (7)納品書(内訳書を含む。) | 1部 |
| (8)その他真庭市が指示するもの。 | |

3 検査

- (1)検査は、製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を決定すること。
- (2)検査の依頼は、受注者において緊急自動車登録を完了の上、実施予定日の7日前までに検査日時、場所等を危機管理課担当者へ連絡すること。
- (3)検査に当たっては、納入業者及び設計担当者が必ず立ち会うこと。
- (4)検査種類

- ア 完納検査(車両納入時)
- イ その他必要なとき

第3 諸 元

1 シャシ

(1)型 式 ダブルキャブオーバー型デッキバンタイプ 寒冷地仕様

ア エンジン 水冷4サイクルエンジン 4輪駆動方式 MT
 排気量 ガソリン:660ccクラス

イ 乗車人員 4名

(2)完成車両の主要寸法

ア 全 長 3,400mm以下

イ 全 幅 1,480mm以下

ウ 全 高 2,000mm以下

(3)シャシ取り付け品

- ア キャブ内の計器類及び電装品は標準品とする。
- イ ステアリング装置はパワーステアリングとする。
- ウ バッテリーには、雨除けのカバーを取付けること。

- エ シャシメーカー純正のエアコン装置を取付けること。
- オ フロアマットを全席に設けること。
- カ 泥除けを全輪に取り付けること。
- キ タイヤは、スタッドレスタイヤを装着すること。また、予備タイヤとしてホイール付きスタッドレスタイヤを1本納品すること。
- ク メーカー標準の寒冷地仕様とし、オルタネーター及びバッテリーは、車載可能な最高容量のものとする。

第4 艙 装

1 キャブ

(1)キャブ内

- ア キャブはダブルキャブ型とする。
- イ 乗車定員にあつては、4名とし、各座席にシートベルトを取付けること。
- ウ 室内灯は、LED式をルーフ部の前後席付近2箇所に設けること。
- エ 赤色警光灯等のスイッチ類及び、CDプレーヤーは、運転席及び助手席のいずれからでも操作できる位置に1ヶ所にまとめて取付けること。標識灯については、単独スイッチとすること
- オ 後部席の下方は、資機材が収納できる構造とする。
- カ その他、キャブ内の艙装について協議のうえ決定する。

(2)キャブ外部

- ア キャブルーフには、赤色警光灯(サイレンスピーカー及び標識灯一体型)を取付ける。取り付けにあたっては、補強等を行い水漏れ等生じないようにすること。
- イ キャブフロント中央部(車両メーカーエンブレムがある場合には取り外すこと)に台座付消防団章(車両の全長が 3,400 mmを超える場合は薄型のシールタイプでも可)を取付ける。
- ウ 前部のフロントパネル付近左右に赤色高輝度LED式点滅灯を取付けること。
- エ サイドバイザーを、全てのドア枠(固定式ガラス以外)に取付けること。
- オ 上部は、折り畳み梯子が固定できるようにすること。ただし、固定した状態で車両の全高が 2,100 mm以下となるようにすること。

2 車 体

(1)構 造

- ア ボディは消防車両として各種資機材等を装備し走行しても、横揺れ等が発生しない強固な構造及び性能を十分に有すること。
- イ 荷台については、別表の各種資機材が収納でき、資機材固定は脱着容易な方法とする。
- ウ 各収納棚は、資機材の重量、形状に応じて、収納、取出しができるようにする。
- エ 荷台床にはアルミニウム製縞鋼板を張り、車両後部バンパーまで延長させ、荷台後部はゲート型

フレームとし、折り畳み梯子が固定できる構造であること。

オ ゲート型フレームの左右に、赤色高輝度LED式点滅灯を取り付けること。

(2)ポンプ装置

ア 荷台の中央部には可搬消防ポンプB-3級型を積載出来るよう(ポンプ形式は別途指示)、振動、衝撃、過激な使用に耐える構造のレールとし、ポンプが車両側より外側に出るようレール最後部移動し、かつ簡単に積み下ろし可能な傾斜式構造とすること。また、レールについては、ポンプ積載の有無を問わず収納時には金具で固定できる構造とすること。

イ 小型ポンプのバッテリー充電用として、車両右側面に商用電源取り込み用コネクターを設け、小型ポンプ付近に商用電源コンセントを設ける。

(3)積載品取付け位置、構造

ア 積載装備品の取付け架台にあっては、堅牢かつ耐久性に優れた安全性の高い構造で取扱いが容易な方法で製作すること。

イ 取付け品は、脱着が容易な構造で整然と配列し取付ける。

ウ 各資機材は落下を防止する為、ロック方式とマジックベルト等で固定できる構造とする。

エ 左側に、消防用ホース3本以上を収納する棚を設けること。

オ 給水管取り付け装置は、荷台後部のゲート型フレームに設置し、吸管を容易に脱着できる構造とし、吸管の固定は走行時脱落することがない強固なものとする。

カ ゲート型フレームにステンレス製旗台を設け、旗竿を容易に固定でき、固定金具が落下しない構造とすること。

キ ホース背負い器は、荷台左側へベルトにて固定する。

ク その他資機材の収納位置等については、真庭市と協議のうえ決定する。

(4)灯火、電装装置

ア 電子サイレンスピーカー、電子サイレン、標識灯一体型赤色警光灯とし、キャビン上部の視認しやすい位置に取付ける。

イ 標識灯については、単独スイッチとする。

ウ 前後に赤色点滅灯を取付けし、赤色警光灯と連動する。

エ 電子サイレンアンプはダッシュボード付近の操作し易い位置に取付ける。

オ 伸縮・回転式サーチライトを荷台後部の鳥居へ1台取り付けること。

カ 灯火及び電装装置は、車両側ACCに連動し給電されるものであること。

キ 車両のバッテリー上がりを防止するため、バッテリー充電装置を取り付けること。

第5 塗装及び記入文字

1 塗装

(1)車体は、十分錆落としのうえ、車両前バンパーを含め丁寧な下地処理を行い、ラッカー朱色塗装

とする。

(2)車体下回りは、シャシーメーカー純正色とする。

(3)アルミ縞鋼板は塗装しないこと。

(4)線引き唐草模様入りとする。

2 記入文字

(1)キャブ両側面には、次により文字を記入する。

前ドア:真庭市消防団

後ドア:上段 北房方面隊

下段 第三分団第三部(漢数字)

ア 書 体 隷書体

イ 字 色 金色黒影

エ 大きさ 概ね 120mm×120mm

(2)標識灯には、次により「北 3-3」(英数字)と記入する。

ア 書 体 丸ゴシック体

イ 書き方 左から記入

ウ 字 色 黒色

(3)その他

ア 車両登録時のナンバープレートは、希望プレートとし「・303」とする。

イ 仕様書に定めのない事項については、都度協議を行うものとする。

第6 旧車両

受注者は、現配備車両(岡山80 あ 15-60)については、車体に表示された名称等を確実に消去し、赤色警光灯等の艤装灯火類について取り外し処分を行い、市が指示する日付で一時抹消登録を行う事。費用については、すべて受注者負担とすること。

第7 補 則

- 1 車両納入時、性能、構造、員数等の検査を行う。なお、車両の燃料を満量の状態で納入する。
- 2 保証期間は、完成車の納入日から1年間とする。但し、付属品等でそれ以上となっているものについてはその期間とする。また、保証期間以後に設計不良、工作不良に起因する不都合が生じた場合は、無償にて部品の取替えまたは修理を行う。
- 3 車両の納入後、指示した日程で配置場所等において、1日間程度の取扱い説明を実施する。
- 4 上記仕様により購入する車両にかかる費用のうち、登録手数料、納車及び納車整備費用、車庫証明申請手数料、車庫証明代行手数料、リサイクル料金、自賠責保険料、重量税、預かり法定費用は含まないこと。

- これらの費用については、別途、落札者と協議の上、決定した金額を納車後に支払うものとする。
- 5 受注者は、車体番号通知書を登録予定日の閉庁日を除いた 20 日前までに、真庭市危機管理課へ提出すること。
 - 6 消防車両はその性格から、修理対応は緊急性を有することから、「自動車分解整備事業認証書」の交付を受けた事業者であること。
 - 7 別表艤装品No.27 低水位ストレーナー、No.32 角型布水槽、No.33 ダイレクトバルブについては、落札者と、積載について別途協議を行うものとする。
 - 8 この仕様書に定めのない事項については、その都度協議すること。

【消防用取付品】
別表

| 機装品 | | | | |
|-----|---------------|----------------|-----|--|
| No. | 名 称 | 規 格 | 数 量 | 備 考 |
| 1 | 赤色回転灯 | NX-MS-VY1-A | 1 個 | 同等品可 |
| 2 | 電子サイレン | TSK-D151 | 1 個 | 同等品可 |
| 3 | 標識灯 | 赤色警光灯に組み込むこと | 1 式 | |
| 4 | 団マーク | 直径おおむね 10cm 程度 | 1 個 | |
| 5 | 赤色点滅灯 | LFA-50 前後 | 2 組 | 同等品可(赤色警光灯と連動) |
| 6 | ポンプ引出装置 | 傾斜型 | 1 式 | |
| 7 | ホース収納台 | 3本用以上 | 1 式 | |
| 8 | 吸管取付装置 | 75mm×6m 用 | 1 式 | |
| 9 | 管鎗立 | | 1 式 | |
| 10 | 消火栓媒介金具立 | | 1 式 | |
| 11 | 消火栓開閉金具立 | | 1 丁 | |
| 12 | 地上消火栓開閉金具 | | 1 式 | |
| 13 | 鳶口取付装置 | 鳶口 1.8m | 1 式 | |
| 14 | 剣先スcoop 取付装置 | | 1 式 | |
| 15 | 二つ折り梯子 | 3.6m 赤色塗装 | 1 基 | |
| 16 | 自動車用消火器 | ABC 粉末 10 型 | 1 式 | |
| 17 | 車輪止め | | 1 式 | |
| 18 | サーチライト | LED式 180mm | 1 個 | |
| 19 | 旗立装置 | | 1 式 | |
| 20 | ポンプ充電器装置 | マグネット式プラグ専用配線付 | 1 個 | |
| 21 | 後部隊員乗車装置 | 収納ボックス兼用 | 1 式 | |
| 22 | 後退警告ブザー | | 1 式 | |
| 23 | CDプレーヤー | | 1 個 | WMA/MP3/WAV/AAC 等のフォーマットで記録した CD-R/RW の再生に対応 |
| 24 | キャビン内照明 | LED式 | 1 式 | 前後各1 |
| 25 | ホースカバー | | 1 枚 | |
| 26 | 管鎗(ハンドル・バンド付) | 65mm チューブ 巻き | 1 本 | 噴霧ノズル付 |
| 27 | 低水位ストレーナー | 16RS01XX | 1 個 | 納品のみ |
| 28 | ポンプ三脚ライト | LED式 | 1 台 | 可搬ポンプから給電 |
| 29 | ホース背負い器 | 2 本入り ガー付 | 1 個 | |

| | | | | | |
|-------|----------|----------------|---|---|--------|
| 30 | ガソリン携行缶 | 20L | 1 | 個 | 納品のみ |
| 31 | 無反動管鎗 | 65mm | 1 | 本 | 噴霧ノズル付 |
| 32 | 角型布水槽 | 400ℓ | 1 | 個 | 納品のみ |
| 33 | ダイレクトバルブ | 75mm | 1 | 個 | 納品のみ |
| 現在積載品 | | | | | |
| 1 | とび口 | 1.8m | | | |
| 2 | 剣先スコップ | | | | |
| 3 | スタンドパイプ | | | | |
| 4 | 小型動力ポンプ | SHIBAURA FK400 | | | |
| 5 | 吸水管 | 6m | | | ポンプに付属 |
| 6 | 分岐管 | 65mm×65mm | 1 | 個 | |